

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第26号

青森県乳幼児はつらつ育成事業（子ども医療費助成事業）の拡充を求める意見書（可決）

本市の平成26年の合計特殊出生率は1.31（国、青森県はともに1.42）となっており、近年、わずかながら上昇傾向ではあるものの、依然として、人口維持に必要な率（2.07～2.08）からはかけ離れており、その対策が急務となっている。

青森県が平成25年にゼロ歳から15歳までの子どもを持つ親を対象に実施した「子どもと子育てに関する調査」によると、理想の子ども数は2.54人であるのに対し、予定の子ども数は2.17人と乖離があり、その理由としては、子育てに関する経済的負担が最も多く、若い世代ほどその負担を大きく感じているという結果になっている。

このようなことから、本市においては、人口減少対策として、より多くの子育て世代の経済的負担の軽減、子どもを産み育てる環境づくりのため、本年8月から、子ども医療費助成の対象を中学校3年生までの入院・通院に拡大した。

一方、青森県の乳幼児はつらつ育成事業は、就学前までの子どもを対象としており、また、所得制限が厳しく、4歳以上の子どもについては一部自己負担金も生じる制度となっている。

本市を初め、県内のほとんどの市町村は、この青森県の制度に加え、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を行っているが、市町村間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービス格差が生じている。

子どもを安心して産み、育てることができる社会の実現には、地方制度の安定化が必要であり、また、青森県内のどこに住んでも等しいサービスとするには、県による支援が不可欠である。

よって、青森県乳幼児はつらつ育成事業に関する以下の事項について要望する。

記

- 1 給付対象を中学校3年生までの入院・通院に拡大すること。
- 2 所得制限を緩和すること。
- 3 4歳以上の子どもに係る一部自己負担金を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第27号

夜間中学の整備と拡充を求める意見書（可決）

全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育が修了していない者は百数十万人にも上るとされているが、現在、夜間中学は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、自主夜間中学はあっても、夜間中学は1校もない状況にある。また、現在、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としているが、この夜間中学で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方も多くいる。

地域においては、言葉とともに日本の文化や社会の仕組みについて知らなければ、長く住む上でい

ろいろな問題が生じる。夜間中学の現状から考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備と拡充が求められる。一方、夜間中学がある地域においても、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での一定期間の正規就労」などとなっており、夜間中学が開設されている自治体以外に住む方々の就学の機会が制約されている状況がある。

このような現状に適切に対応することで、地域の活性化や治安の改善にも資すると考えられ、また、政府が掲げる一億総活躍社会を実現するため、国籍や居住地等に関係なく、希望する人々に対して夜間中学への就学の機会を提供できるようにすることが必要である。

よって、政府に対し、夜間中学の整備と拡充のための以下の取り組みについて迅速に対応するよう求める。

記

- 1 年齢、国籍、居住地等に関係なく、希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置について、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する教材費など、減免の誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

議員提出議案第28号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（可決）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等の身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病気である。その症状は外見的には見えないため、患者及びその家族は、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成 19 年に厚生労働省の研究班を立ち上げ、平成 23 年には、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の診断基準が定められた。また、平成 24 年には、ブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 26 年 1 月に行われた厚生労働省の先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82%（527 件中 432 件が有効）と報告されたところである。さらに、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れの診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、国においては、次の事項について早期に実現されるよう強く要請する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 脳脊髄液減少症に関する厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

議員提出議案第29号

地方大学の機能強化を求める意見書（可決）

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に、地域ニーズに対応した人材育成や地方課題の解決への貢献、地元企業への就職率の向上・地元への若者の定着など、これまで以上の取り組みが期待されている。

しかし、国立大学法人運営費交付金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても、少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものが大きな影響を受けている。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されることから、以下の項目について強く推進するよう求める。

記

- 1 知の拠点である地方大学を地方創生の拠点として位置づけ、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方創生に貢献する取り組みに対し、支援を図ること。
- 2 地域ニーズに即した人材育成や技術開発を初め、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取り組みに対し、支援の充実を図ること。
- 3 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員の確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実及び私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第30号

子どもの医療費無料化と国民健康保険に係る国庫負担金減額の ペナルティーをやめることを求める意見書（否決）

厚生労働省が発表した2014年度合計特殊出生率は1.42であり、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。少子化の進行は一層の人口減少をもたらし、社会経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。こうした中、子育て中の世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援は大変重要である。

国による子育て支援が不十分な中で、地方自治体は、子どもの医療費の無料化を求める声に応じて、子どもの医療費助成制度を拡充してきた。本市も、厳しい財政状況ながら、子どもの医療費の助成対象を中学生まで拡大するなど、子育てしやすい環境づくりに努力している。

子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策であり、全ての都道府県で子どもの医療費への助成を実施している。しかし、国においては何らの措置も講じておらず、早急な対応を求めるものである。

さらに、医療費助成の方法を窓口での支払いが不要な現物給付にした場合には、国民健康保険に係

る国庫負担金が減額調整され、現物給付による助成を行っている市町村にとっては、財政運営上の大きな支障となっている。

今や日本の人口問題は喫緊の課題であり、国においても少子化対策を担当する大臣を配置し、子育てしやすい環境づくりに力を入れ、人口減少を食い止めようとしている。国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整は、これに矛盾する措置である。

以上のことから、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 子どもの医療費を無料化すること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第31号

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書（否決）

消費税の増税、アベノミクスによる賃金の停滞や物価の上昇などにより、庶民の暮らしは苦しさを増している。法人税の減税、大企業・金持ち優遇の税制により、大企業は過去最高の内部留保をため込み、高額所得者が増大する一方、年金や医療、介護などの社会保障制度の改悪により、貧困と格差はますます広がっている。

安倍自公政権によって、正規労働者の減少と非正規労働者の拡大が進み、年収200万円以下のワーキングプアの拡大が国民年金の未納者を増大させ、将来、無年金・低年金者が続出することが懸念されている。

老齢基礎年金だけを受給している人は約800万人で、その年金額は月約5万円であり、高齢者の大半は低年金者である。この年金も毎年引き下げられており、年金生活者は悲鳴を上げている。ことしの3月までに2.5%の年金が引き下げられたが、4月からマクロ経済スライドが実施され、さらに0.9%が引き下げられた。マクロ経済スライドは、高齢者の平均余命の伸びと現役人口の減少を合わせた率で年金額を毎年引き下げていく仕組みとなっている。さらに政府は、65歳の年金支給開始年齢の引き上げや保険料の納付義務期間の延長なども狙っている。

以上のことから、ヨーロッパ各国で実施している最低保障年金制度を創設し、若い人も高齢者も安心できる年金制度を直ちに確立するよう、政府及び国会に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 年金を毎年引き下げるマクロ経済スライドを廃止すること。
- 2 年金の支給開始の年齢引き上げ、保険料の納付義務期間の延長など、さらなる年金改悪はやめること。
- 3 全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第32号

T P P交渉に関する意見書（否決）

T P P 参加国は、10月5日に大筋合意し、11月5日にT P P 協定に関する暫定案文を発表した。

この大筋合意は、米国産米・豪州産米合わせての約7.8万トンの特別輸入枠の設定を初め、牛肉の関税を15年かけて38.5%から9%へ引き下げることや、豚肉の関税を1キログラム当たり最大482円から10年後に50円に引き下げること、麦の事実上の関税であるマークアップの45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドに対するバター・脱脂粉乳の輸入枠の設定、甘味資源作物の輸入枠の新設など、農産品重要5品目全てで譲歩するとともに、農産品重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃としている。

国会決議では、T P P 交渉における農産品重要5品目について、関税の撤廃のみならず削減も行わないとして除外または再協議の対象とすることを求めており、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記している。今回の大筋合意が国会決議に違反していることは明白である。

さらに、農産品重要5品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響ははかり知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものである。

また、日本農業に壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やI S D S 条項など、地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対し、政府は、「指摘された多くの懸念には当たらない」として、国民の不安の声に応えようとする姿勢を示していない。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して合意しながら、「巨大な経済圏ができる」、「T P P は21世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけを振りまいている。

政府は、T P P 大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会及び国民の議論を保障すべきである。国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第33号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（否決）

中小零細業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支える家族従事者の働き分（給与）は、所得税法第56条において「配偶者その他の親族が事業に従事したことにより受ける対価は、必要経費に算入しない」（条文要旨）として、税法上必要経費と認められていない。

配偶者の場合は最高86万円、その他の家族は同50万円というわずかな額が、事業主の所得の中からの専従者控除として認められているのみであり、家族従事者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的、経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。さらに、家族従事者は所得証明書の発行さえ得られず、資産も持てないという人権上も大変な問題を抱えている。家族従業員一人一人の労働を正當に評価し、賃金を認めることは、憲法の本質である基本的人権を守ることに繋がる。

税法上では、青色申告にすれば事業に専従する家族従事者も給与を経費とすることが認められているが、同一労働でありながら青色と白色で差別する制度自体が矛盾している。また、国税通則法の改正

により白色申告者も青色申告者と同じく記帳が義務化され、経営の透明性に変わりはない。

後継者を育て、行政と力を合わせて地域の経済を発展させていくためにも、所得税法第 56 条の廃止を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

議員提出議案第34号

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（可決）

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との税制改正大綱のもと、その導入に向け議論が進められている。

そもそも、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の引き上げは、少子・高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者がふえる中で、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっている。

消費税には、景気の影響を余り受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる逆進性の問題がある。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠である。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える複数税率とされる制度であり、欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されている。

また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が 8 割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっている。

そこで、政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 複数税率による軽減税率の導入については、平成 29 年 4 月の消費税率引き上げと同時に行うこと。
- 2 軽減税率の対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など、対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

議員提出議案第35号

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（可決）

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められている。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への市町村の交付金については、平成 27 年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率 10 分の 10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事

務費補助金が措置される。しかし、これは、国が平成 27 年度に予算化した 40 億円を市町村の人口比で案分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることとなっている。

また、平成 28 年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

そこで、自治体負担の軽減のために、政府に対し以下の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 平成 28 年度以降についても、市町村が地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、当該事務処理に必要な人員の確保やシステム整備に要する経費等の全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑なマイナンバー制度導入のために必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催等の十分な支援を実施すること。
- 5 配達できなかったマイナンバー通知の簡易書留郵便の受取人の所在調査に要する経費について、その負担軽減を図ること。
- 6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日

議員提出議案第 36 号

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書（否決）

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐって政府と沖縄県が対立している事態は、一地方の出来事として看過することのできない重大な問題である。

昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙及び衆議院議員選挙を通じて、「辺野古の新基地建設ノー」という沖縄県民の意思が示されていることは、誰の目にも明らかである。しかし、日本政府は沖縄の意思を無視し、十分な説明責任を果たさないまま、抗議する市民を強制的に排除して工事・海底調査を強行している。

地方自治は、憲法第 8 章によって保障されており、「憲法で保障した地方自治の権能を法律を以て奪うことは、許されない」ことは、1963 年 3 月 27 日の最高裁判決で明らかである。自治体は国の下部機関ではなく、国家とは別の人格を持ち、中央政府と対等の関係にある。しかし、政府には、地方自治を尊重し、対話しようとする姿勢が見られない。国が考えを一方向的に押しつけることは、地方自治の本旨を踏みにじり、地方分権改革をも否定するものである。沖縄の人々を基地の被害・負担から守るべき政府が、沖縄県民を「粛々と」強権で抑えつけながら米軍基地を建設する姿はまさに異常であり、時間の経過とともに反対する世論が高まっている。

翁長雄志沖縄県知事は、「みずから基地を提供したことは一度もない」、「銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によってつくられた」のに「普天間基地が古くて危険だからかわりの基地を提供しろ」

では「道理が通らない」と訴えている。日本の政府なら、まずこの思いを受けとめることから始めるべきである。

よって、国に対し、地方自治を尊重して沖縄県との真摯な協議を行うとともに、米軍辺野古新基地建設工事を直ちに中止するよう、下記のとおり強く求めるものである。

記

- 1 米軍辺野古新基地建設工事及び海底調査を直ちに中止すること。
- 2 沖縄県民の民意を踏まえ、沖縄県と真摯な話し合いを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第37号

戦争法の採決強行に抗議し同法の廃止を求める意見書（否決）

去る9月19日、参議院本会議において戦争法（安全保障関連法）が成立した。

これは、昨年7月の集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を受け、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法の2法からなる。

この法律は、国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となっている。戦闘地域での兵たん活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものである。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法案を違憲と断じたことは、極めて重大である。

各種世論調査でも、安全保障関連法案の審議をすればするほど、国民の多数が法案に反対との声があり、「今国会で成立させるべきでない」とするものが6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えていることは、国民の理解が得られていないことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、軍軍間の調整所の設置や南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態である。

憲法の根幹にかかわるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは、極めて遺憾であり、戦争法案の強行採決に抗議するとともに、国に対し、さきの国会で成立した同法を廃止するよう、下記のとおり強く要望するものである。

記

- 1 憲法違反の戦争法を廃止すること。
- 2 集団的自衛権の行使を容認した2014年7月の閣議決定を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第38号

労働基準法改正案の撤回を求める意見書（否決）

政府が国会に提出している労働基準法改正案は、高度プロフェッショナル制度（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）の創設や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容である。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールであり、これを揺るがすことは断じて許されない。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、我が国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策を打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案はこれに逆行している。

特に、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）は、「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」であるとの国民の強い批判にさらされ、過去に政府が法案提出をあきらめたホワイトカラー・エグゼンプションと同じものであり、創設することは断じて許されない。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を遵守し、全ての労働者を対象とする労働時間の量的上限規制や休息时间（勤務間インターバル）規制などの長時間労働抑止策を、法的強制力のある形で導入することこそが必要である。

よって、国に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望する。

記

- 1 国会に提出されている労働基準法改正案を撤回すること。
- 2 現在、国の告示で定められている「時間外労働の限度に関する基準」について、法律の規定に格上げすること。
- 3 全ての労働者を対象に、休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

議員提出議案第39号

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書（否決）

自治体の臨時・非常勤職員は、今や3人に1人となり、全国では約70万人にも上る。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっている。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育関係など多岐にわたる。その多くの職員が恒常的業務についており、地方自治体は、臨時・非常勤職員の労働をなくして一日たりとも回らない。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法等が適用されないなど、待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざままで法の谷間に置かれた存在となっている。

このため、パート労働法や労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっている。

ついては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 22 日
